

# 二宮町オンライン 無料法律相談

- 相談日時 令和5年7月25日(火)・8月22日(火)・9月26日(火) ※相談時間はお一人  
10月24日(火)・11月21日(火)・12月26日(火) 30分程度です。  
令和6年1月23日(火)・2月20日(火)・3月26日(火)
- 相談場所 二宮町役場 町民センター
- 相談方法 二宮町役場と法テラス小田原をインターネット回線で結び、二宮町役場のパソコンモニターを通して弁護士による法律相談を行います。
- 対象者 二宮町在住・在勤の方で、収入・資産が一定基準以下の方  
[収入基準の例 二宮町在住の場合]  
一人世帯 月収18万2000円以下 二人世帯 月収合計25万1000円以下 ※別途家賃考慮あり
- 相談料 無料
- 予約方法 事前予約制。下記電話番号で予約受付。

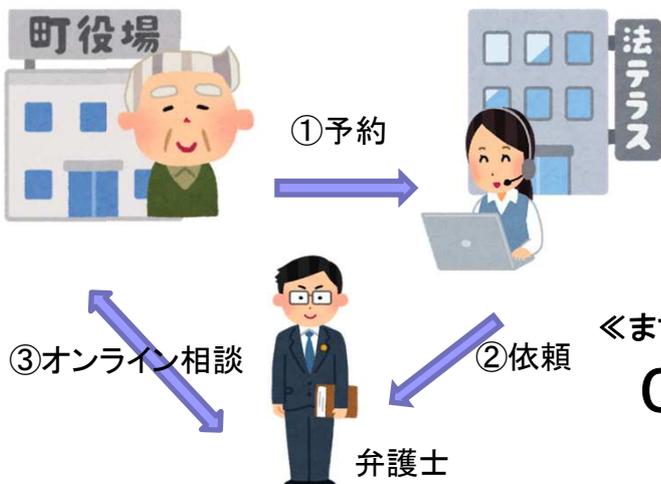
債務、相続、契約トラブル、近隣トラブル・・・  
弁護士と一緒に解決しませんか？  
相談だけでも可能です。

【依頼した場合の費用の例（税込）】

・成年後見申立事件

（着手金110,000円、実費20,000円、原則報酬金無し）

※着手金・実費は、分割での償還が可能です。



法テラス小田原では、ほかにも無料法律相談を行っております。詳しくは法テラス小田原までお問合せください。

《まずはお電話にて、お問合せ・ご予約ください》

0503383-5370

受付時間：平日9時～17時



 法テラス は、国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター小田原支部（通称：法テラス小田原）